ナイル運輸株式会社

平成二十七年四月

（適用範囲）

第一章　総則

第一条　当社の定款（以下「定款」という。）、株券取扱規則、株主名簿管理人設置規則、単元未満株式の買取り及び買増しに関する規則、株式取扱規則、株主総会の招集及び議決権の行使に関する規則その他の株式に関する当社の取扱いについては、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2　当社の株式に関する手続については、株主又はその法定代理人若しくは代表者（以下「株主等」という。）が当社の定める書式により請求し、又は届け出なければならない。

3　当社は、株主等が前項の請求又は届出をするに当たり、当社の定める手数料を徴収することができる。

第二条　当社の株主名簿管理人は、東京都千代田区丸の内一丁目一番一号に置く。

2　株主名簿管理人の名称及び住所は、当社のウェブサイトに掲載する。

第三条　当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。）は、株主名簿管理人の本店に備え置く。

2　株主名簿管理人は、株主名簿の作成及び保管その他株主名簿に関する事務を行う。

第四条　当社は、株券を発行しない。

2　前項の規定にかかわらず、当社が発行した株券が存在する場合には、当該株券は、その効力を失う。

（株券の提出）

第五条　前条第二項の株券は、当社が定める日までに当社に提出しなければならない。

2　当社は、前項の株券を提出した者に対し、当該株券と引換えに新たな株券を交付する。

（株券の不所持）

第六条　株主等は、当社に対し、その有する株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。

2　前項の申出をした株主等は、当該申出に係る株券を当社に提出することを要しない。

（株券の再発行）

第七条　株券が汚損し、又は毀損したことにより株券の再発行を請求する株主等は、当該株券を当社に提出しなければならない。

2　株券が盗難、紛失又は滅失したことにより株券の再発行を請求する株主等は、当社に対し、その旨を届け出なければならない。

3　前項の届出をした株主等は、当該届出の日から十四日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る株券の再発行を請求することができない。

4　株券が滅失した場合において、その株券の株主等が当該株券の再発行を受けたときは、当該株主等は、当社に対し、当該株券に代えて交付された株券を提出しなければならない。

5　株券が滅失した場合において、その株券の株主等が当該株券の再発行を受けた後に当該株券を発見したときは、当該株主等は、当社に対し、当該株券を提出しなければならない。

6　株券が滅失した場合において、その株券の株主等が当該株券の再発行を受けた後に当該株券を発見したときは、当該株主等は、当社に対し、当該株券に代えて交付された株券を提出しなければならない。

7　株券が滅失した場合において、その株券の株主等が当該株券の再発行を受けた後に当該株券を発見したときは、当該株主等は、当社に対し、当該株券に代えて交付された株券を提出しなければならない。

（株券の再発行に関する費用）

第八条　株券の再発行に関する費用は、当社が定める。

（株券の種類）

第九条　当社の発行する株券の種類は、次のとおりとする。

一　普通株式

二　A種優先株式

三　B種優先株式

（株券の記載事項）

第十条　当社の株券には、次の事項を記載する。

一　当社の商号

二　当社の発行する株式の数

三　株券の種類

四　株券の番号

五　株券の発行の年月日

（株券の様式）

第十一条　株券の様式は、取締役会が定める。

（株券の不所持）

第十二条　株主等は、当社に対し、その有する株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。

2　前項の申出をした株主等は、当該申出に係る株券を当社に提出することを要しない。

（株券の喪失登録）

第十三条　株券の喪失登録をしようとする株主等は、当社に対し、次の事項を記載した書面を提出しなければならない。

一　喪失した株券の種類及び数

二　喪失した株券の株主名簿上の株主の氏名又は名称及び住所

三　喪失した株券の番号

四　喪失した株券の発行の年月日

五　喪失した株券の株式の数

六　喪失した株券の株式の取得の経緯

七　喪失した株券の株式の取得の時期

八　喪失した株券の株式の取得の相手方の氏名又は名称及び住所

九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合にあっては、その理由

十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

三十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

四十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

五十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

六十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

七十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

八十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

九十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百二十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百三十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百四十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百五十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百六十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百七十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百八十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

百九十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百二十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百三十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十八　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百四十九　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五十　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五十一　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五十二　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五十三　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五十四　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五十五　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五十六　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名簿上の株主である場合にあっては、その理由

二百五十七　喪失した株券の株式の取得の相手方が株主名簿上の株主でない場合又は株主名